

## 岩手県教員等育成協議会設置要綱

## (設置)

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5の規定により、校長及び教員（以下「教員等」という。）としての資質に関する指標（以下「指標」という。）及び指標に基づく教員等の資質の向上に関して必要な事項について協議するため、岩手県教員等育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会において協議する事項は、次の事項とする。

- (1) 指標の策定及び変更に関すること。
- (2) 指標に基づく教員等の資質の向上に関して必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 座長は、岩手県教育委員会事務局教育次長をもって充てる。
- 3 座長は、協議会を総括する。
- 4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、構成員の中から座長があらかじめ指名した者が座長の職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 構成員が会議に出席できない場合、その代理者が会議に出席することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (作業部会)

第5条 第2条に掲げる事項について、座長の指示を受け、必要な連絡調整を行うため、協議会に岩手県教員等育成協議会作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、岩手県教育委員会事務局教職員課総括課長をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会を主宰する。
- 5 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会員の中から座長が指名した者が部会長の職務を代理する。
- 6 部会員が作業部会に出席できない場合、その代理者が作業部会に出席することができる。
- 7 部会長は、審議事項の内容に応じ、部会員以外の関係機関の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (事務局等)

第6条 協議会の事務局は、岩手県教育委員会事務局教職員課とし、協議会の協議事項に係る調査、資料収集その他の事務を処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。

別表第1（第3条関係）

団体又は機関名	職
岩手県教育委員会事務局	教育次長
岩手県立総合教育センター	所長
国立大学法人岩手大学	教育学部長
岩手県小学校長会	会長
岩手県中学校長会	会長
岩手県高等学校長協会	会長
岩手県特別支援学校連絡協議会	会長
盛岡市教育委員会	教育長

別表第2（第5条関係）

団体又は機関名	職
岩手県教育委員会事務局教職員課	総括課長 小中学校人事課長 県立学校人事課長
岩手県教育委員会事務局学校調整課	総括課長
岩手県教育委員会事務局学校教育課	総括課長
岩手県教育委員会事務局保健体育課	総括課長
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課	総括課長
岩手県立総合教育センター	研修部長
国立大学法人岩手大学	国立大学法人岩手大学が選任した者
岩手県小学校長会	岩手県小学校長会が選任した者
岩手県中学校長会	岩手県中学校長会が選任した者
岩手県高等学校長協会	岩手県高等学校長協会が選任した者
岩手県特別支援学校連絡協議会	岩手県特別支援学校連絡協議会が選任した者
盛岡市教育委員会事務局	盛岡市教育委員会が選任した者